

ふるさとの道サポート推進事業 Q&A

Q 対象経費に飲み物代は含まれますか？

水分補給経費としての飲み物代は対象経費となります。

ただし、水分補給のために認められるものなので、お茶菓子や弁当、お酒などはこれに含まれません。

補助金額は、活動人数×150円です。

そのほか、対象経費として認められるのは、花苗、肥料、草刈機の燃料、ゴミ袋、軍手、草刈機の替刃、鎌、ほうき、ちりとり、ゴミばさみ、一輪車、高枝切りばさみ、剪定ばさみ、のこぎり、スコップ、草刈機、熊手、ゴーグル、すね当て、チェーンソーの替刃、チェーンソーオイル、レーキ、フォーク、斧、草木等搬出用資材（ひも、留め具類）、なた、鍬、ブロワー、脚立、長靴、高木の枝などの伐採に要する重機・運搬車両の燃料、施設の保守に必要な木材の購入費、安全対策経費（セーフティコーン、のぼり旗、立て看板、作業用安全ベスト）、高木の枝などの伐採に要する重機・運搬車両のリース料、草刈機のリース料、収集した草木等の処分手数料です（これ以外は認められません）。

Q 補助金の申請はいつですか？ 1年に何回でも申請できますか？

補助事業を完了した日から起算して20日を経過する日または、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

申請は活動が終わった都度でも、年にまとめて1回でもすることができます。

ただし、補助金の交付は県の限られた予算の範囲内で行っており、予算額の上限に達した後に申請したサポーターは補助金を受給できない可能性があるため、お早めの申請をお願いします。

Q 添付する領収書に必要な記載項目等について教えてください。

領収書は当事業の対象経費であることを確認するために添付していただくものです。

- ① 宛名には認定を受けた団体、個人名、②品名には花苗、肥料などの対象経費であることがわかる商品名、③日付には登録申込をした日以降で当該年度内の日付を明記したものを添付してください。

購入した対象物品は、実績報告書等と照らし合わせて実際に使用したかどうかを審査します。

また、レシートタイプでも上記事項が確認できれば認められます。

Q 飲料品代についても領収書は必要ですか？

水分補給用経費（飲料品代）については領収書等の添付は必要ありません。ただし、活動人数については実績報告書で確認します。

Q 補助金等の振込口座について教えてください。

原則として活動団体の団体名が入った口座に限られます。

補助金交付請求の際は、通帳を開いた「口座名義人(カタカナ)と口座番号」が書かれているページの写しを一緒に提出してください。

ただし、団体の代表者名などそれ以外の口座については、委任状やふるさとのサポーターの認定書や所属名簿等によって実質的に当該団体に帰属するものと判断できる場合に限って、例外的にその口座への振込みが認められます。

Q 実際に活動をしていれば、登録申込書を出さなくても補助金の交付申請を行うことはできるのでしょうか？

できません。

登録申込書を提出していない団体は、実際に活動をしていたとしても補助金の交付申請をすることができません。

なお、平成 28 年度までに参加申込書を提出した場合は、改めて登録申込書を提出することなく補助金の交付手続きができます。

Q 登録申込書は毎年提出する必要があるのでしょうか？

登録申込書は、登録する初年度のみ提出することとなっています。毎年提出する必要はありません。

Q 補助金額の年間上限額3万円では足りないので、団体を複数に分割して参加申込書を提出し、補助金を申請することはできますか？

なるべく多くのサポーターに参加してもらうため、一団体3万円の年間上限額が設けられています。

したがって同一団体を分割するなどして、重複して申請することは認められません。